

# 川崎市行政不服審査会運営要綱

平成28年11月29日

川崎市行政不服審査会会长決定

## 目次

第1章 総則（第1条～第5条）

第2章 調査審議等の手続

　第1節 質問等（第6条～第8条）

　第2節 調査審議（第9条～第22条）

　第3節 答申（第23条・第24条）

第3章 補則（第25条～第30条）

附則

　第1章 総則

（趣旨）

第1条 この要綱は、川崎市行政不服審査条例（平成27年川崎市条例第75号。以下「条例」という。）

第12条の規定に基づき、川崎市行政不服審査会（以下「審査会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（部会等）

第2条 条例第8条第1項本文に規定する合議体として部会を置く。

2 各部会に属すべき委員は、会長が指名する。

3 部会の長を、部会長という。

4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。

（全体会等）

第3条 条例第8条第1項ただし書に規定する合議体として全体会を置く。

2 全体会の長を、全体会長という。

3 全体会長は、全体会の事務を掌理する。

（除斥の手続）

第4条 審査請求に係る事件を調査審議する委員又は第9条第2項の規定により指名する専門委員は、次の各号のいずれかに該当する者以外の者でなければならない。

（1） 審査請求に係る処分若しくは当該処分に係る再調査の請求についての決定に関与した者又は審査請求に係る不作為に係る処分に関与し、若しくは関与することとなる者

（2） 審査請求人又は参加人

（3） 審査請求人又は参加人の配偶者、4親等内の親族又は同居の親族

（4） 審査請求人又は参加人の代理人

（5） 前2号に掲げる者であった者

（6） 審査請求人又は参加人の後見人、後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人又は補助監督人

（7） 法第13条第1項に規定する利害関係人（参加人は除く。）

2 部会長は、審査請求に係る事件を調査審議する委員又は第9条第2項の規定により指名された専門委員が前項各号のいずれかに該当すると思料する場合には、直ちに、会長にその旨を報告しなければならない。

3 会長は、部会で調査審議する審査請求に係る事件につき当該部会に属する委員が第1項各号のいずれかに該当すると認める場合には、当該審査請求に係る事件を当該委員に代えて他の委員を当該審査請求に係る事件の調査審議に参加させなければならない。

4 会長は、第9条第2項の規定により指名された専門委員が第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合には、当該専門委員の指名を取り消さなければならない。

(除斥事由に準ずる事情等の申出)

第5条 審査請求に係る事件を調査審議する委員又は第9条第2項の規定により指名された専門委員は、自らについて、前条第1項各号に規定する場合に準ずる事情がある場合、審査請求人又は法第13条第1項に規定する利害関係人との間に取引関係又は委任契約関係がある場合その他の審査請求に係る事件の調査審議の公正性に疑いを生じさせるおそれのある事情があると思料する場合には、部会長(全体会において審査請求に係る事件を取り扱う場合は、全体会長)に対し、その旨を申し出なければならない。

2 前項の申出を受けた部会長又は全体会長は、特に必要がないと認める場合を除き、直ちに、会長に当該申出の内容を報告しなければならない。

3 会長は、第1項の申出又は前項の報告を受けた場合において、審査請求に係る事件の調査審議の公正性に疑いを生じさせるおそれがあると認めるとときは、当該申出又は報告に係る委員又は専門委員につき、前条第3項又は第4項に準じた措置をとる。

## 第2章 調査審議等の手続

### 第1節 質問等

(質問の方法等)

第6条 行政不服審査法(平成26年法律第68号。以下「法」という。)第43条第1項の規定による質問は、質問の理由その他必要な事項を記載した書面により行うものとする。

2 前項の書面には、法第43条第2項の規定により審理員意見書及び事件記録の写しを添付するほか、次に掲げる資料を添付するものとする。

(1) 事件記録の写しにつき法第81条第3項において準用する法第78条第1項の規定による他の審査関係人(法第81条第3項において準用する法第74条に規定する審査関係人をいう。以下同じ。)からの閲覧又は交付の求めがあった場合の当該閲覧又は交付についての審査庁の意見をあらかじめ記載した書面(当該事件記録の写しに含まれる提出書類等に係る法第38条第1項の規定による閲覧若しくは交付の求めに関する書類又は当該提出書類等の閲覧若しくは交付の求めについて提出人がその意見を記載した書類がある場合には、それらを添付するものとする。)

(2) 質問説明書(裁決(法第46条第2項各号、第47条各号又は第49条第3項各号に規定する措置を含む。)についての審査庁の考え方及びその理由を記載した書面をいう。以下同じ。)

(3) 審査請求人が総代若しくは代理人を選任している場合、参加人がいる場合又は参加人が代理人を選任している場合には、当該選任又は参加を示す書面の写し

3 前項に規定するもののほか、次の各号に掲げる審査請求に係る事件の区分に応じ、第1項の書面に、当該各号に定める資料を添付するものとする。ただし、当該資料が事件記録に含まれている場合は、この限りでない。

(1) 処分(口頭でした処分及び事実上の行為を除く。)についての審査請求に係る事件 当該処分の決定通知書の写し(当該処分が川崎市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例(平成18年川

崎市条例第4号。以下「情報通信技術活用条例」という。) 第4条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われたものである場合にあっては、これに相当する電磁的記録又はそれを用紙に出力したもの)

- (2) 法令に基づく申請に対する処分についての審査請求に係る事件 当該申請の申請書の写し(当該申請が情報通信技術活用条例第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われたものである場合にあっては、これに相当する電磁的記録又はそれを用紙に出力したもの。第4号において同じ。) 及び当該処分に係る行政手続法(平成5年法律第88号。以下この項において「手続法」という。) 第2条第8号又は川崎市行政手続条例(平成7年川崎市条例第37号。以下この項において「手続条例」という。) 第5条第1項に規定する審査基準(第4号において「審査基準」という。)
- (3) 手続法第2条第4号又は手続条例第2条第5号に規定する不利益処分についての審査請求に係る事件 手続法第2条第8号又は手続条例第12条第1項に規定する処分基準
- (4) 不作為についての審査請求に係る事件 当該不作為に係る処分についての申請の申請書の写し並びに当該処分に係る審査基準及び手続法第6条又は手続条例第6条に規定する標準処理期間(諮問の取下げ)

第7条 諮問に係る審査請求の取下げがあった場合における当該諮問の取下げは、書面により行うものとする。

(事件の分配等)

第8条 審査請求に係る事件の調査審議を担当する部会の構成員は、事件の内容、性質、件数その他の事項を考慮して、事件ごとに会長が定める。

- 2 部会長は、当該部会に係属している審査請求に係る事件について、当該部会の意見が過去に審査会のした答申に反することとなる場合その他全体会で調査審議することが適當と思料する場合には、直ちに、会長にその旨を報告しなければならない。
- 3 会長は、部会に係属している審査請求に係る事件について、当該部会の意見が過去に審査会のした答申に反する場合その他全体会で調査審議することが適當と認める場合には、当該審査請求に係る事件を全体会に取り扱わせることができる。

## 第2節 調査審議

(専門委員の関与)

第9条 部会は、審査請求に係る事件の事実関係若しくは争点を明瞭にし、又は調査審議の円滑な進行を図るため必要と認めるときは、専門委員を調査審議に関与させることができる。

- 2 前項の規定により調査審議に関与させる専門委員は、当該審査請求に係る事件を取り扱う部会の部会長の申出に基づき、条例第9条第2項の規定により委嘱された者の中から会長が指名する。
- 3 前項の指名は、いつでも取り消すことができる。
- 4 部会は、相当と認めるときは、第1項の規定に基づく専門委員の関与を取り消すことができる。

(主張書面等の提出期限の通知等)

第10条 部会長は、部会における調査審議の効率的な遂行に資するため、部会の会議の開催に先立ち、法第81条第3項において準用する第74条又は第76条に規定する主張書面又は資料(以下「主張書面等」という。)を提出すべき相当の期間を定めることができる。

- 2 部会は、必要があると認めるときは、部会の会議の後に、主張書面等を提出すべき相当の期間を定

める。

3 前2項の規定により主張書面等を提出すべき相当の期間を定めたときは、部会は、書面により、審査関係人に通知する。

4 部会は、審査関係人から主張書面等が提出されたときは、審査関係人（当該主張書面等を提出したものと除く。）にその旨を通知するよう努めるものとする。

（部会の開催前の調査等）

第11条 部会長は、部会における調査審議の充実及び効率的な遂行のため、必要があると認めるときは、部会の会議の開催に先立ち、次に掲げる調査等を行うことができる。

（1）審査庁に対し、諮問説明書の補充若しくは資料の提出を求め、又は口頭での説明を求め、その説明を聴取すること。

（2）審査関係人に対し、法第81条第3項において準用する法第75条第1項本文の規定による意見の陳述（以下「口頭意見陳述」という。）の申立てを行う意思の有無を確認すること。

2 前項第1項第2号の確認は、書面により行う。

3 部会長は、部会の会議を招集しようとするときは、あらかじめ各委員及び第9条第2項の規定による指名を受けた専門委員に対し、当該部会の会議における調査審議に必要な資料を配付する。

（主張書面等の提出の求め）

第12条 部会は、法第81条第3項において準用する法第74条の規定により審査関係人に対し主張書面等の提出を求める旨の決定をしたときは、書面により、当該審査関係人にその旨を通知する。

2 前項の通知を行う場合には、当該主張書面等に係る法第81条第3項において準用する法第78条第1項の規定による他の審査関係人からの閲覧又は交付の求めがあった場合の当該閲覧又は交付についての意見を、あらかじめ書面により、聴くものとする。

（口頭での説明の求め）

第13条 部会は、必要があると認めるときは、審査関係人に対し、口頭での説明を求め、その説明を聴取する。

2 前項の説明を求める場合には、書面により、当該審査関係人にその旨を通知する。

3 第1項の説明の聴取は、必要があると認めるときは、審査会の所在地以外の地で行うことができる。

4 第1項の説明に出席する者の人数は、次に掲げる者の区分ごとに、それぞれ5人以内とする。ただし、部会が必要があると認めるときは、この限りでない。

（1）審査請求人及びその補佐人

（2）参加人及びその補佐人

（3）審査庁の職員

5 第2項による審査関係人への通知の後に、部会を構成する委員の一部がやむを得ない事由により出席することができなくなった場合においては、条例第8条第4項の規定にかかわらず説明の聴取を行うことができる。

（参考人の陳述又は鑑定の求め）

第14条 部会は、法第81条第3項において準用する法第74条の規定により、適當と認める者に事實若しくは意見の陳述を求め、又は鑑定を求める場合には、書面により当該適當と認める者にその旨を求める。

2 部会は、前項の求めに応じ鑑定を行った者（以下次項及び第18条において「鑑定人」という。）に

対し、書面又は口頭により、その鑑定の結果の報告を求める。

- 3 第1項の求めを受けて陳述を行った者（以下この項及び第18条において「参考人」という。）に対しては、所定の旅費を、鑑定人に対しては、所定の旅費及び鑑定料を、それぞれ支給する。ただし、当該参考人又は鑑定人が、旅費又は鑑定料の受給を放棄した場合には、この限りでない。

（その他必要な調査）

第14条の2 部会は、必要があると認めるときは、関係行政機関に対し、資料の提出、意見の開陳、技術的知識の提供その他必要な協力を求める。

- 2 前項の求めは、書面により行う。

- 3 第1項の求めに応じて意見の開陳に出席する関係行政機関の職員の人数は5人以内とする。ただし、部会が必要があると認めるときは、この限りでない。

- 4 第1項の求めを受けて意見の開陳をした職員に対しては、所定の旅費を支給する。ただし、当該職員が、旅費の受給を放棄した場合は、この限りでない。

（口頭意見陳述）

第15条 部会は、必要があると認めるときは、審査関係人に対し、口頭意見陳述を行う意思の有無を確認する。

- 2 法第81条第3項において準用する法第75条第1項本文の規定による口頭意見陳述の申立て（補佐人の同伴の許可に係る申立てを含む。次項において同じ。）は、口頭意見陳述申立書（第1号様式）により行うものとする。

- 3 部会は、口頭意見陳述の申立てがされた場合には、当該口頭意見陳述を行うか否か（補佐人の同伴の許可を行うか否かを含む。）を決定し、口頭意見陳述実施通知書（第2号様式）又は口頭意見陳述不実施通知書（第3号様式）により、当該申立書を提出した審査関係人に通知する。

- 4 口頭意見陳述は、必要があると認めるときは、審査会の所在地以外の地で行うことができる。

- 5 口頭意見陳述に出席する者の人数は、次に掲げる者の区分ごとに、それぞれ5人以内とする。ただし、部会が必要があると認めるときは、この限りでない。

（1）審査請求人及びその補佐人

（2）参加人及びその補佐人

（3）審査庁の職員

- 6 口頭意見陳述において、部会長は、口頭意見陳述の申立てをした者のする陳述が事件に關係のない事項にわたる場合その他相当でない場合には、これを制限することができる。

- 7 部会長は、前項に規定する場合のほか、口頭意見陳述における秩序を維持するため、口頭意見陳述の手続を妨害し、又はその秩序を乱す者に対し退場を命ずる等の適当な措置をとることができる。

（主張書面等の閲覧等）

第16条 法第81条第3項において準用する法第78条第1項の規定による閲覧又は交付の求めは、主張書面等閲覧等請求書（第4号様式）により行うものとする。

- 2 部会は、審査関係人から前項の規定により主張書面等閲覧等請求書が提出された場合は、当該主張書面等に係る閲覧又は交付についての意見を既に聴取している場合を除き、当該主張書面等の提出人に、当該閲覧又は交付についての意見を聴取する。

- 3 部会は、第1項の求めに係る主張書面等について、その提出人の閲覧又は交付についての意見も踏まえて、閲覧をさせ、又は交付をするか否かを決定し、主張書面等閲覧等決定通知書（第5号様式）又

は主張書面等閲覧等不決定通知書（第6号様式）により、当該求めを行った審査関係人に対し通知するものとする。

4 部会は、主張書面等の提出人から当該主張書面等の閲覧又は交付に反対する旨の意見が提出されている場合において、当該主張書面等について閲覧をさせ、又は交付をするときは、書面により、当該提出人にその旨を通知する。

（調査結果の説明）

第17条 部会長は、第11条第1項第1号の規定による調査を行ったときは、その後に開催される最初の部会の会議において、その結果を報告しなければならない。

（調査結果の記録の作成）

第18条 部会又はその指名委員は、審査関係人、鑑定人、参考人又は関係行政機関の職員から口頭による説明又は意見の陳述若しくは開陳を受けたときは、その要旨を記載した書面を作成しなければならない。

（調査審議の手続の併合又は分離）

第19条 行政不服審査法施行令（平成27年政令第391号）第21条第2項に規定する調査審議の手続の併合又は分離の通知は、書面により行う。

（全体会における調査審議）

第20条 第9条から前条までの規定は、全体会における調査審議について準用する。この場合において、これらの規定中「部会長」とあるのは「全体会長」と、「部会」とあるのは「全体会」と、それぞれ読み替えるものとする。

（手続の承継等に係る通知）

第21条 審査庁は、諮問に係る審査請求に係る事件について法第15条の規定による手続の承継があったときは、速やかに、書面によりその旨を審査会に通知するものとする。

2 法第14条の規定により審査庁から審査請求に係る事件の引継ぎを受けた行政庁は、速やかに、書面によりその旨を審査会に通知するものとする。

（諮問後の総代又は代理人の選任等に係る通知）

第22条 審査庁は、諮問の後に、総代又は代理人が選任され、又は解任されたときは、速やかに、書面によりその旨を審査会に通知するものとする。

### 第3節 答申

（答申方法）

第23条 答申は、審査庁に対し、次に掲げる内容を記載した答申書を交付することにより行う。

- (1) 審査会の結論
- (2) 審査関係人の主張の要旨
- (3) 審理員意見書の要旨
- (4) 調査審議の経過
- (5) 審査会の判断の理由
- (6) その他答申に関し必要な内容

2 部会又は全体会は、諮問事項の一部を分離することができる場合において、当該部分を分離して判断を示すことが調査審議手続の適正かつ効率的な運用に資するものと認めるときは、最終の答申をする前に、当該部分につき答申をすることができる。

(答申書の更正)

第24条 部会又は全体会は、答申書に誤記その他表現上の明白な誤りがある場合には、部会長又は全体会長にその職権により当該答申書の更正を行わせる。

2 前項の更正をしたときは、書面によりその内容を審査庁に通知する。

3 前項の通知をしたときは、通知書面の写しを審査請求人及び参加人に送付する。

第3章 條則

(答申の内容の公表)

第25条 審査会が答申をしたときは、速やかに、その内容をインターネットを利用して公表する。

(総会)

第26条 審査会は、総会（条例第12条の規定に基づき、審査会の運営に関し必要な事項を協議するため、委員の全員をもって構成する会議をいう。）を開催する。

2 審査会は、緊急その他やむを得ない事情があると会長が認める場合には、条例第7条第1項の規定にかかわらず、文書その他の方法により、条例第12条に規定する事項を協議することができる。

(事務局)

第27条 総務企画局コンプライアンス推進・行政情報管理部に、審査会の事務局（以下「事務局」という。）を置く。

2 事務局の長（以下「事務局長」という。）は、総務企画局コンプライアンス推進・行政情報管理部担当課長をもって充てる。

(事務局長の専決事項)

第28条 事務局長は、次に掲げる事務を専決することができる。

- (1) 主張書面等の提出期限の設定及び審査関係人への通知に関すること。
- (2) 審査関係人に対する口頭意見陳述の申立てを行う意思の確認に関すること。
- (3) 主張書面等の閲覧等にかかる提出人からの意見聴取に関すること。
- (4) 主張書面等の閲覧等を実施する日時等の指定及び審査関係人への通知に関すること。
- (5) 条例第2条第2項に規定する写し及び書面の交付に係る費用の徴収に関すること。
- (6) 法第81条第3項において準用する法第79条の規定による答申書の写しの送付及び答申の内容の公表に関すること。

2 事務局長は、前項に定める専決事項に該当しない事案であっても、その内容により専決することができる場合であると認められるものは、前項に定める専決事項に準じて専決することができる。

(審査会の文書)

第29条 審査会の文書の作成、分類、保存及び廃棄に関する基準その他の文書の管理に関する必要な事項は、川崎市公文書管理規則（平成13年川崎市規則第20号）の規定の例による。

2 審査会の文書で使用する記号は、「川行審」とする。

3 審査会の答申で使用する記号は、「川行審答申」とする。

(委任)

第30条 この要綱に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年5月14日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月26日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月17日から施行する。